

公儀御馬買衆と盛岡藩

はじめに

盛岡藩領は、北・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀の一〇郡からなっていたが、なかでも寛永期のはじめまで糠部郡と称されていた北・三戸・二戸・九戸の四郡は、古代以来の馬産地として全国的に知られた地域であった。中世におけるこの地域と馬産の関わりについては、すでに入間田宣夫氏の優れた研究があるので、詳細については同氏の研究に譲ることとするが、室町期から糠部郡を中心としてしだいに勢力を広げていった南部氏は、応永二五年（一四一八）に上洛して、室町幕府四代将軍足利義持に馬一〇〇疋、金一〇〇〇両を献上するなど、馬の献上をとおして中央との結びつきを図っていたのである。このように南部氏は、古くから馬と深く関わってきたのだが、それは江戸時代になってからも同じであった。馬産地として知られた盛岡藩には、幕府や諸大名（旗本も含む）から良馬を求めて多くの馬買役人が派遣されていた。盛岡藩の家老席執務日誌である『雑書』（盛岡市中央公民館所蔵）をみると、幕府から派遣された

細井 計
兼平 賢治
杉山 令奈

（二〇〇一年十月十一日受理）

馬買役人は「公儀御馬買」とか、あるいは単に「御馬買」などと記されており、また、諸大名から派遣された馬買役人は「わき（脇）馬買」（括弧内は筆者）とか、あるいは単に「馬買」などと記されているが、なかでも幕府から派遣された「公儀御馬買」については、その動向が詳しく記録されている。

そこで本稿では、「公儀御馬買」（以下、御馬買衆と称す）の派遣開始から廃止に至る元禄四年（一六九一）までの彼らの動向を、盛岡藩研究を進めていく上で基本史料となる『雑書』を中心に考察してみたいと思う。この『雑書』は、筆者の一人である細井を中心に活字化する事業がすすめられており、『盛岡藩雑書』として、現在、第一三巻（享保一〇〜一三年）まで刊行されているので、本稿ではこれを利用する。

なお本稿の内容について、細井は既に「公儀馬買と盛岡藩」を発表しており、そのなかで御馬買衆の概要をまとめている。杉山は卒業論文として「盛岡藩における公儀馬買史の研究」（二〇〇一年）を提出し、御馬買衆として派遣された役人の把握を『雑書』と『寛政重修諸家譜』を中心に行った。そこで、これらの研究成

果を踏まえた上で、さらに自分の研究成果を取り入れて、兼平が全体の執筆を担当し、細井がこれを監修した。具体的には、一が細井の研究成果によるもの、二の(一)、(二)、(四)が細井の研究成果を基に兼平が『雑書』以外の史料も用いて執筆したもの、二の(三)が杉山の研究成果を基に兼平が『雑書』以外の史料も用いて執筆したもの、三と四が兼平の研究成果によるものである。

一 盛岡藩の馬政

領内に古代以来の馬産地を有していた盛岡藩は、早くから藩宮の牧場を設置して良馬の生産にあたっていた。牧場の数は時代によって異なるが、寛文四年(一六六四)に盛岡藩領の一部が分割されて八戸藩二万石が創設されると、一〇牧のうち妙野(青森県八戸市、階上町)と広野(岩手県大野村)の二牧が八戸藩に移行して八牧となり、その後、最終的には九牧となって固定した。これが「南部九牧」と称されるもので、北から①大間野(青森県大間町)、②奥戸野(青森県大間町)、③有戸野(または蟻渡野とも、青森県六ヶ所村)、④木崎野(青森県十和田市、三沢市、百石町、六戸町、上北町の一部にわたる)、⑤又重野(青森県倉石村、新郷村、五戸町)、⑥相内野(青森県南部町)、⑦住谷野(青森県三戸町、南部町)、⑧北野(岩手県久慈市)、⑨三崎野(岩手県久慈市)の九牧をいう(図1)。

さて、盛岡藩では領内の馬を「野馬」と「里馬」とに区分して管理をしていた。野馬というのは藩宮の牧場で飼育されていた馬のことであり、里馬とは民間のものを指していた。これらの領内産の馬はすべて、藩の牛馬掛御用人が統括していたのである。

野馬については、三戸(青森県三戸町)に御野馬役所を設置し



【図1】 盛岡藩の藩宮牧場「南部九牧」

て御野馬別当(牧場の監督)を任命し、以下、御馬責(野馬の調教)、御馬医(獣医)、御野守(野馬の管理)、獵師(狼などの退治駆除)などの役職を置いて、その管理にあたらせていた。こうして飼育された野馬のなかでも、とくに優良な馬は、幕府への献上馬とされたほかに、御馬買衆の購入馬や藩主の召馬などにあてられていたのである。

里馬については、牛馬所を設置して牛馬改役(牛馬掛御用人の補佐)を任命し、各代官所には代官(牛馬役の監督)のもとに牛馬役(牛馬籍の調査)を置き、各村には馬肝入(馬に関する事務)や馬見役(馬の鑑定)を置くなどして、その管理にあたらせていた。里馬の産地としては、野田・雫石・福岡・沼宮内・遠野・大迫の各代官区が知られている。

以上のように、野馬と里馬との区分はあったものの、藩の目的

とするところは良馬の育成であったから、毎年馬改めを実施して、領内産の馬を嚴重に管理していたのである。たとえば、元禄一六年（一七〇二）の他領出し禁止品目をみると、そのなかに馬が入っているが、これなどは藩の統制品として重視されていたことを物語っている。^①

二 御馬買衆について

(一) 派遣の開始

御馬買衆が盛岡藩に派遣され始めたのはいつ頃のことなのだろうか。自治体史や史料をみると、①『岩手県史』五巻と『雫石街道の歴史』が、慶長年間（一五九六～一六一五）から年々盛岡入りをする例であるとし、②『南部史要』が、寛永七年（一六三〇）の秋に「馬買役人初めて領内に來る、これより世々の例となる」^③とし、③雫石の繫村肝入館市家に伝わる「館市家留書」が、寛永十二年（一六三五）に「御馬買衆御下り始め候」としている。①の『雫石街道の歴史』の記述は、徳川秀忠から南部尾張守宛（南部尾張守は、慶長一八年に没した北信愛を示す）とする馬所望の文書がみられるなど、複数の文書が残されていることをその根拠としている。南部尾張守宛の文書とは恐らく、次の文書を指すものと思われる（岩手県立図書館所蔵「宝翰類聚乾」所収の文書を利用、読点と並列点は筆者）。

馬用所付而、木村孫三郎・太田甚四郎差下候、其許於馳走者可為本望候、委細大久保治部少輔可申入候、恐々謹言

三月廿一日

南部尾張守殿

秀忠（花押）

①についても少し述べれば、江戸時代後期に横川良助が編纂した『内史畧』の記事に、「伝云、家康公秀忠公御馬用にて木村孫三郎何某、太田甚四郎、木村九郎右衛門等年々南部に下られける故、南部の老臣北尾張、同九兵衛、桜庭兵助等に公度々御直書を賜る」（読点は筆者）ともみえる。なお、文書中の大久保治部少輔忠隣は、慶長五年（一六〇〇）には相模守に任官しているから、徳川家からの馬買役人の派遣は、幕府が開かれる以前から行われていたのであるが、他の文書をみると、その後も幕府の馬買役人が毎年のように盛岡藩へ派遣されていたのである。②の『南部史要』は、明治期になって菊池悟朗が編纂したものであるが、『南部史要』の記述は恐らく、「引用参考書目」のひとつである『内史畧』に「家光公御代寛永七年より御馬買下向す」とあるからであろうか。③については、『雫石町史』が「御馬買衆が盛岡に来て良馬を購入しているのは慶長年間（一五九六～一六一五）のことであるが」と、『岩手県史』五巻の成果を援用した上で、「購入のための経路に国見峠を越えて雫石を通り、盛岡に至る秋田街道を利用したのは、寛永十二年（一六三五）が始まり」と解釈している。では、いづれが事実を伝えているのだろうか。『雑書』は、残念ながら寛永十二年（正保元年、一六四四）からしか残されていないため、御馬買衆の派遣開始時期を知ることができない。後述するが、『雑書』から知ることのできる御馬買衆について簡単に説明すれば、御馬買衆は二人で、彼らは多くの従者を連れて盛岡へやってきた。御馬買衆が盛岡に至る行程は、まず、江戸から下って仙台藩領の刈田郡宮を通過、そこから山形経由で秋田藩領の横手に向かい、国見峠を越えて盛岡藩領に入り、盛岡に到着するというものであった。

そこで、御馬買衆が訪れた秋田藩の重臣梅津政景が、慶長一七年（一六一二）から寛永一〇年（一六三三）まで記した日記であ

る『梅津政景日記』をみながら、寛永二年以前の御馬買衆の動向をみてみよう。確認した限り、御馬買衆の記事の初見は、寛永元年（一六二四）九月二日条で、「一、江戸御馬かい衆ノ由候て、山形を御立、是も尾花沢ニ宿、よこて町へ御通之由、」（傍注は筆者、以下同）と記されている。ちなみに、仙台藩の重臣石母田家に伝わる寛永元年一月一八日付の文書によると、「將軍様御馬買加藤簡助殿・渥美九郎兵衛殿御本走被成候、御馬三拾足従仙北被為相上候付而、荻田之内猿はなにおのしく一夜之御賄ニ大豆九斗（以下略）」（読点と並列点は筆者、以下同）とあり、この年の御馬買衆が「加藤簡助殿・渥美九郎兵衛殿」であったことがわかる。再び『梅津政景日記』にもどると、寛永四年（一六二七）一月五日条では、「一、横手へ御出候御馬買衆、南部へ御通り候由、横沢ニ而御晝休、白岩ニ御一宿、（以下略）」とあり、「南部」つまり盛岡藩へもやってきていたのである。白岩から盛岡藩領に向かっていることから、この時すでに、秋田街道を利用し、国見峠を越えてきたものと考えられる。また、この年の御馬買衆は、將軍秀忠と世子家光から派遣された「賀藤勘助殿・渥美九郎兵衛殿・すわへ惣右衛門殿・木村孫八殿」の四人であったという。寛永七年九月朔日条には、「一、去月廿四日之日付にて小場源左衛門殿を飛脚有、上様御馬買衆須安部惣右衛門殿を状有、仙北へ可参候へ共、先仙台・南部へ参候、九月の末か拾月之始ニ可参候、拾月の末迄不参候ハ、当年不参と思召、横手馬町御立候得と御返事有、（以下略）」とあり、秋田藩領を経由せずに、仙台藩と盛岡藩に訪れていることがわかる。結局この年、御馬買衆が横手へやってくることはなかった（一〇月一八日条）。寛永八年（一六三三）九月二四日条には、「一、江戸御馬買衆渥美九郎兵衛殿・秋山弥左衛門殿、津軽へ御通、湊ニ御一宿、（以下略）」とあり、「津軽」つまり弘前藩領にも足を運んでいたようである。

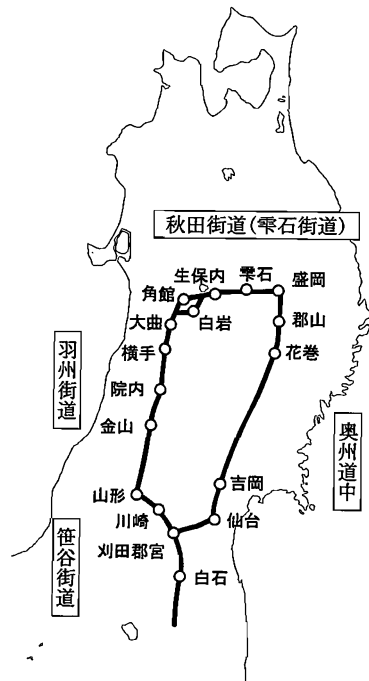
以上、『梅津政景日記』から寛永期前半の御馬買衆の動向をみてきたが、『雑書』から知ることのできる御馬買衆の動向とは異なるところも多く、まだ制度的に完成されていなかったようである。つまり、幕府が良馬を求めて盛岡へ役人を派遣しはじめたのは、文書が残されていることから明らかのように慶長期からであり、また、寛永四年の時点で御馬買衆が盛岡藩領へやってきたことは確かであるが、これまで一般に『雑書』から説明されてきたような、制度的に確立した御馬買衆の派遣が行われるようになったのは、寛永中期から後期にかけてのことであったといえよう。

（二）御馬買衆の行程

御馬買衆の行程 御馬買衆の派遣が制度的に確立したのは、寛永中期から後期のことであるが、彼らはどのような行程で盛岡までやってきて江戸へもどっていったのだろうか。概要を述べれば、御馬買衆は、八月に任命されて、九月に江戸を出発する。江戸から仙台藩領に至るまでは、奥州道中を北進したものと思われる。仙台藩領に入って奥州道中の白石を通り、刈田郡宮から脇街道の笹谷街道に入って山形へ向かう。山形から今度は羽州街道を北進し、秋田藩領の横手に逗留。その後、大曲から脇街道に入って角館（または白岩）と生保内（秋田県田沢湖町）を経由し、国見峠を越えて盛岡藩領に入ると、雫石に立ち寄った後、盛岡城下に到着するものだった。角館から盛岡に至る道は、雫石街道と秋田街道などと呼ばれており、また、刈田郡宮から盛岡に至るまでを、盛岡藩では「刈田宮通」と総称していた。わざわざ奥州道中をはずれて横手に向かうのは馬市が開かれていたからで、そこで良馬を購入するためであった。盛岡で馬を購入した御馬買衆は、奥州道中を南進して仙台藩領に入り、仙台城下でしばらく逗留

留。仙台で馬を購入した後は、また奥州道中を南進して江戸にもどったものと思われる。詳しくは、【図2】を参照していただきたい。

史料に見る往路 江戸から盛岡に至るまでを、天和二年（一六八二）を例に詳しくみていこう。『雑書』によると、八月二三日に中山勘兵衛と加藤勘四郎が御馬買衆に任命され（九月六日条）、九月一六日に「御暇」が出されて（九月二六日条）、同二日に江戸を発っている（一〇月朔日条）。次に、御馬買衆が通過する湯沢（秋田藩領）の所預である佐竹南家の日記『佐竹南家御日記』（天和二年（慶応四年）をみると、一〇月三日は新庄藩領の金山で一宿（同日条）、雄勝峠を越えて秋田藩領に入り、同四日は院内に一宿（同日条）、湯沢を同五日に通過して（同日条）、横手に向かっている。ちなみに、『佐竹南家御日記』や、角館の所預である佐竹北家の日記「北家御日記」（秋田県公文書館所蔵）をみると、秋田藩では御馬買衆のことを「御馬取衆」と呼んでいたようである。再び『雑書』をみると、一〇月五日のうちに横手へ到着しているが、御馬買衆の構成は、



【図2】 御馬買衆の往路と帰路

一横手へ御馬買中山勘兵衛様御人数三拾四人内、御小性侍共ニ八人・御歩行四人・御中間十六人・御陸尺六人、加藤勘四郎様御人数三十五人之内、御小性侍共ニ八人・御歩行四人・御中間十六人・御六尺七人にて、今五日御着之由、横手惣馬数百拾疋之内、六日・七日両日ニ相済申段、雫石御代官より承申上之

とあるように、御馬買衆の二人は六九人の供を従えていた（一〇月九日条）。御馬買衆は横手で馬五疋を購入し、同一日に出発したが、馬の値段は「拾七両壹疋、拾六両壹疋、十五両壹疋、拾三両貳式疋」であった（一〇月二日条）。横手で購入した馬は、『佐竹南家御日記』の一〇月一日条に、「御馬取於横手ニ被召上候御馬五疋、只今此方参着仕候」（読点は筆者、以下同）とあり、同一日条には、「御馬取衆被召上候五疋之御馬、今朝首尾能此方相立申候、御足軽老人指添遣申候、院内迄」とあるから、盛岡には連れて来ないで江戸へ送っていたことがわかる。『雑書』にもどると、横手から一〇月二日に雫石へ到着して一宿（同日条）、江戸を発って二四日目の同一四日には盛岡城下に入っているが、雫石から盛岡城下に入る途中の前湯には、家老の北九兵衛・下田権右衛門をはじめ、嫡子南部行信の使者として桜庭十郎右衛門が派遣されるなど、御馬買衆を丁寧に迎え入れている（同日条）。盛岡城下に着した御馬買衆へは、早速、行信が会いに出かけており、また、御馬買衆の二人も盛岡城に登城し、四代藩主南部重信と対面している。

盛岡での御馬買衆 このようにして御馬買衆は盛岡へやってくるのであるが、盛岡藩は御馬買衆を迎えるにあたってどのような準備をしていたのか、そして、御馬買衆は盛岡藩に逗留中、どの

ように過ごしていたのか、引き続き天和二年の『雑書』からみていこう。

御馬買衆が近々盛岡へやってくるという報が江戸から伝えられると、「御馬買衆御逗留中御入用之御買物諸事例年之通調候役人」(九月九日条)、「御書院前掃除奉行」(九月二十六日条)、「御馬買衆御逗留中御馳走人」(九月二十七日条)、「御馬買衆御馬御覽之時并御逗留中火事有之候ハ、相詰候役人」(一〇月九日条)などが任命され、また、「御馬買衆御用御肴」を準備するために南閉伊と北閉伊へ役人が派遣されている(九月晦日条)。そして、藩主重信と嫡子行信は自ら馬場で売馬を見分するなど、御馬買衆を迎え入れる準備が進められた。御馬買衆が雫石で宿泊する「御仮屋」には、「こたつふとん、但木綿」・「金火はし」・「手拭」・「丸挑灯」・「ちよく(ちよこ)」(括弧内は筆者)・「大皿」・「鱈皿」・「煎茶茶碗」が運び込まれている(一〇月六日条)。

ところで、御馬買衆を迎え入れる雫石の農民は、「道路の修理・橋の架け替え・宿舍の準備・接待・送迎のための人足・伝馬などに苛酷な徴用を強いられ」ており、寛文三年(一六六三)には、訴願状が出されている。長文なので、その一部を紹介しよう。

一 御馬買様御通ニ付、郡山ハ三万石、花巻ハ四万石ニ而、御入用調申様ニ承及候、雫石ハ漸々高三千六百拾石ニ而御泊之御入用、野菜、捲物、御薪、御下宿之畳、縁無、椀、折敷等、色々毎年相調え、御卯時大勢付、其外、御伝馬、御手振ハ入用次第ニ罷出候得者、雫石中、男之分ハ志人モ不_レ残、年々罷出候ニ付、御百姓共次第ニ草臥、田地ニかかわり可_レ申様、無_レ御座候間、荒々一つ書ニ仕り、如此ニ御座候事

御馬買衆の派遣は、雫石の農民に重い負担を強いるものであったが、長年続けられるうちに彼らの生活の中に定着し、それによって生活の糧を得ていた者もあったから、元禄四年の派遣廃止は、重い負担から解放される反面、こうした人々の生活を脅かすものとなり、藩に対して、これまで通りの生活が保障されるよう訴えがなされてもいたのである。御馬買衆の派遣は、良くも悪しくも雫石の人々に大きな影響を与えていたのであった。

さて、御馬買衆の動向は、仙台藩領の刈田郡宮、秋田藩領の横手・角館(または白石)・生保内に人を配置しておき、御馬買衆が通過すると盛岡へ伝えられるようになっていた。御馬買衆は一〇月一四日に盛岡へ到着すると、早速、翌日から馬を吟味しはじめているが、これには家老が付き添っていた。一番見、二番見、三番見と売馬を分け、数日かけてこれを見分するのだが、その後は「惣崩」といって、売馬をすべてみた上で、購入する馬を吟味決定していた。天和二年に購入した馬の数については、『雑書』のなかに記されていないが、花巻の玉山家に伝えられた日記をまとめた「花印」によると二四疋とある。馬の値段については、各年の『雑書』をみてみると、おおよそ八〜一二両だった。このように馬を吟味している間も御馬買衆は、藩主重信や嫡子行信から振舞を受けており、また、鹿や生鯛、御茶、御菓子、鴨、熊胆、細辛(生薬の一種)などの進物を受け取っていた。なかでも熊胆と細辛は、御馬買衆が所望したものであったという。接待の大変さが伺われよう。このように丁重にもてなされた御馬買衆は、馬を購入した後、仙台に向かうのだが、仙台に逗留中にも盛岡藩から「御鷹鴨二羽一箱ツ」^④が贈られるという待遇のよさであった。

史料に見る帰路 さて今度は、盛岡から江戸に至るまでをみてみよう。『雑書』には、御馬買衆が仙台藩領に入った後の詳しい記事がみられないので、仙台藩の記録である『伊達治家記録』から

みていきたい。ただし、『伊達治家記録』には御馬買衆の動向が『雑書』ほど詳しく記されていない。そうしたなかで元禄元年（一六八八）は、御馬買衆が仙台に到着した日、購入した馬の数、仙台を出発した日が記されているので、この年を例に紹介しよう。

この年の『雑書』は欠落しているので、盛岡藩領内の動向については、「書留」（盛岡市中央公民館所蔵）の記事によることにする。『徳川実紀』の元禄元年九月一日条に、「奥に馬買にまかる殿の輩二人に暇給ふ。」とあるが、この年に派遣された御馬買衆は、『佐竹南家御日記』によると西川清左衛門と加藤権左衛門の二人で、九月一八日に江戸を出発している（九月二十四日条）。その後、『伊達治家記録』によると、九月二十八日に白石に到着、その晩は川崎に一宿して、翌朝出発している（一〇月二日条）。再び『佐竹南家御日記』にもどると、一〇月二日に院内から湯沢に到着している（同日条）。そして「書留」には、一〇月二日に盛岡に到着していることが記録されている。盛岡で馬を購入した御馬買衆は、「書留」の一〇月二十六日条に、

一 同廿六日卯刻、御馬買衆御発足、為御見送川原町江桜庭十郎右衛門御使者ニ被遣、九兵衛・七左衛門も同所江罷出、御馳走人・御町奉行新山橋江出ル、御買馬十三疋

とあるように、同二六日、家老北九兵衛・檜山七左衛門などに見送られながら盛岡を出発した。『伊達治家記録』によると、仙台藩では翌二七日に「近日仙台へ着就テ、以使者各へ御書并粕漬学纏、粕漬鮫各一桶、御取柿一箱」を御馬買衆へ贈っている（同日条）。さて、仙台に向かうわけだが、他年の『雑書』をみると御馬買衆は、盛岡藩領内では郡山と花巻にそれぞれ一宿しながら奥州道中を南下していた。そして、他年の『伊達治家記録』には、吉

岡から仙台に着いたことが記録されているから、仙台に到着する前の日は、吉岡に宿泊していたのであろう。再び元禄元年の『伊達治家記録』をみると、一月三日に仙台へ到着（一月八日条）、同一五日には仙台を出発しているが、購入した馬は六疋であった（一月一八日条）。その後は、奥州道中を南下して江戸に向かったものと思われるが、いつ江戸に到着したのか、その日付を知る史料をまだみてない。『徳川実紀』の二月一五日条には、「馬の事により。古府并に奥にまかりし馬方帰謁し奉る。」とあり、御馬買衆が五代將軍徳川綱吉に拝謁したことが記されている。こうして御馬買衆の任務は終わったのである。

（三）御馬買衆として派遣された人々

派遣された人々 ところで、どのような人物が御馬買衆として盛岡へ派遣されていたのだろうか。はじめに慶長年間の文書を見ると、先に示した文書には「馬用所付而、木村孫三郎・太田甚四郎差下候」とあり、また、慶長一〇年（一六〇五）七月一日付の文書には「右大將様如毎年御馬為被所望太田甚四郎・木村九郎左衛門被指遣候」（『宝翰類聚坤』所収文書）とあるから、この時期に幕府から馬買役人として派遣されていた人物は、太田甚四郎・木村孫三郎・木村九郎左衛門であった。ただし、彼らの経歴等については詳しくはわからない。幕府による御馬買衆の派遣は、この慶長期の馬買役人の派遣がその原型であり、派遣が廃止される元禄四年までの約九〇年間にわたって続けられたのである。

次に、秋田藩や仙台藩で御馬買衆の記事がみられるようになる寛永前期については、たとえば先に示したように、寛永元年には「加藤簡助殿・渥美九郎兵衛殿」の二人が、また、寛永四年には「賀藤助助殿・渥美九郎兵衛殿・すわへ惣右衛門殿・木村孫八殿」

【表1】『雑書』にみる盛岡藩に派遣された御馬買衆一覧表

年号	御馬買衆と従者の人数		到着月日	出発月日	購入馬数
寛永19	黒沢全助定幸	渥美九郎兵衛政勝	不明	不明	不明
20	荒木十左衛門元政☆	諏訪部源二郎定矩☆ 子息彦兵衛定直☆	11・7☆	12・5☆	不明
正保元	黒澤全助定幸	秋山弥左衛門昌吉 「上下式拾三人」	10・30	11・19	不明
2	荒木十左衛門元政	黒澤全助定幸	10・9	10・29	不明
3	荒木十左衛門元政	中山勘兵衛守勝	10・9	10・29	58疋
4	黒澤全助定幸	中山勘兵衛守勝	10・13	11・7	不明
慶安元	荒木十左衛門元政	黒澤全助定幸	10・9	11・2	不明
2	中山勘兵衛守勝	門奈助左衛門重忠	10・16	11・11	74疋
3	荒木十左衛門元政	黒澤全助定幸	11・18	12・12	81疋
4	荒木十左衛門元政	黒澤全助定幸	11・6	11・25	18疋
承応元	門奈助左衛門重忠	中山勘兵衛守勝	10・6	10・27	不明
2	黒澤全助定幸	西川清左衛門正義	10・23	11・18	24疋
3	石井孫左衛門茂吉	荒木十左衛門元政	10・10	10・29	不明
明暦元	黒澤全助定幸	中山勘兵衛守勝	不明	不明	不明
2	黒澤全助定幸	水野小左衛門守正	10・14	11・27☆	不明
3	中山勘兵衛守勝 子息半左衛門某	諏訪部文九郎正成	10・15	11・6	不明
万治元	和田新五兵衛定安	黒澤全助定幸	11・1	11・22	不明
2	中山勘兵衛守勝☆	諏訪部文九郎成定☆	10・6☆	10・24☆	18疋☆
3	秋山六左衛門昌忠☆	諏訪部文九郎成定☆	10・14☆	10・30☆	15(22)疋☆
寛文元	黒澤全助定幸	加藤権左衛門重勝	10・11	11・3	13(18)疋☆
2	中山勘兵衛守勝	秋山六左衛門昌忠	10・14	11・2	26(32)疋
3	諏訪部文九郎成定☆	門奈助右衛門忠重	10・10	11・3	17(23)疋
4	黒澤全助定幸☆	加藤権左衛門重勝☆	10・11☆	11・12☆	23(29)疋☆
5	門奈助右衛門忠重	諏訪部文九郎成定☆	10・9	11・8	18(24)疋
6	黒澤全助定幸 「上下四十三人」☆	秋山六左衛門昌忠 「上下三十八人」☆	10・10	11・5	16(28)疋☆
7	諏訪部文九郎成定「上下四十二人」	加藤権左衛門重勝 「上下四十人」	10・1	10・28	17(23)疋
8	門奈助右衛門忠重	秋山六左衛門昌忠	10・11	11・7	16(22)疋☆
9	諏訪部文九郎成定	加藤権左衛門重勝	10・19	閏10・12	15(26)疋☆
10	門奈助右衛門忠重 「上下五十一人」	秋山六左衛門昌忠 「上下三十七人」	10・9	11・3	不明

11	諏訪部文九郎成定	加藤権左衛門重勝	10・12	11・7	12(18)疋
12	門奈助右衛門忠重	秋山六左衛門昌忠	10・13	11・15	20(32)疋☆
延宝元	諏訪部文九郎成定	加藤権左衛門重勝	10・15	11・8	16(22)疋☆
2	門奈助右衛門忠重 「上下五十一人」★	秋山六左衛門昌忠 「上下四十人」★	10・27	11・29	不明
3	諏訪部文九郎成定 子息大助定堅	加藤権左衛門重勝	10・17	11・9	16(24)疋
4	門奈助右衛門忠重	秋山六左衛門昌忠	10・18	11・14	21(26)疋
5	諏訪部文九郎成定	加藤権左衛門重勝	10・22	11・20	18(25)疋☆
6	秋山六左衛門昌忠	門奈助右衛門忠重	10・16	11・10	22(23)疋
7	諏訪部文九郎成定	中山勘兵衛守安	10・17	11・11	不明
8	秋山六左衛門昌忠 「上下四十三人」★	門奈助右衛門忠重 「上下四十六人」★	10・20	11・11	23(25)疋
天和元	中山勘兵衛守安 「御人数三拾貳人」	加藤権左衛門重善 「御人数三拾貳人」	10・16	11・2	不明
2	中山勘兵衛守安 「御人数三拾四人」	加藤勘四郎利重 「御人数三十五人」	10・14	10・27	24疋★
3	加藤権左衛門重善	中山勘兵衛守安	10・18	11・6	20疋☆
貞享元	中山勘兵衛守安	諏訪部喜右衛門定治	10・15	11・4	不明
2	門奈助右衛門忠重	諏訪部喜右衛門定治	10・16☆	11・2	21疋
3	加藤権左衛門重善☆ 「上下三十六人」★	中山勘兵衛守安☆ 「上下三十四人」★	9・16☆	10・3☆	18疋☆
4	門奈助右衛門忠重	諏訪部喜右衛門定治	9・16	10・1	20疋☆
元禄元	西川清左衛門義郡☆ 「上下三十六人」★	加藤権左衛門重善☆ 「上下三十六人」★	10・12☆	10・26☆	13疋☆ 16疋★
2	中山勘兵衛守安	諏訪部喜右衛門定治	10・13	10・30	不明
3	加藤権左衛門重善	西川清左衛門義郡	10・13	10・28	8疋☆

註1：表には、御馬買衆として派遣された旗本2名の名前（御馬買衆が子息を連れ立ってきた際は3名の名前）、その従者の人数、盛岡に到着した月日、盛岡を出発した月日、幕府の購入馬数、幕府の購入馬数と御馬買衆個人が購入した馬（「御自分馬」）の数を足した合計購入馬数（括弧内の数）を示した。旗本の名前は、『寛政重修諸家譜』（統詳書類従完成会）によった。

註2：寛永19年は『雑書』が現存せず、明暦元年は『雑書』が欠落していることから、この2年分は『伊達治家記録』（宝文堂）によった。

註3：明暦3年は『雑書』が欠落していることから、「奥瀬家日記抜書」（盛岡市中央公民館所蔵）によった。

註4：☆印は、「書留」（盛岡市中央公民館所蔵）の記事をもとに補足したことを示す。

註5：☆印は、「花印」（『花巻市史 年表史料』）の記事をもとに補足したことを示す。

註6：寛文元年の合計購入馬数に、「御詠馬廿五疋」を含まなかった。

註7：寛文3年の合計購入馬数に、諏訪部文九郎成定が「盛岡市」で購入した「駄馬一疋」を含まなかった。

註8：寛文4年の合計購入馬数に、「諏訪部彦兵衛御殿詠之小荷駄之由一疋」を含まなかった。

註9：延宝4年の合計購入馬数に、「六左衛門殿御内齊藤勘左衛門貳疋」を含まなかった。

註10：延宝6年の合計購入馬数に、「御両人様御駒馬九疋」を含まなかった。

註11：この表は、杉山令奈氏が作成した「公儀馬買役人リスト」を、兼平が訂正し、また、寛永19年・20年分の史料を補い、従者の人数と購入馬数を加筆して作成したものである。

の四人が派遣されていた。木村孫八については詳しいことはわからないが、『寛政重修諸家譜』で残る三人の経歴をみると、加藤勘助重正(旗本)は「馬術を台徳院殿に言上し、御馬をあづけらるる」、渥美九郎兵衛政勝(旗本、後に松平越後守光長に附属)は「御馬買のことをうけたまはりて武蔵国府中をよび陸奥国等に赴き、のち御馬預をつとむ」、諏訪部宗右衛門定吉(旗本)は「馬術に長ぜるにより、御馬の事をうけたまはる」とあり、馬に通じた旗本が御馬買衆として派遣されていたのである。彼らの経歴のなかで、渥美政勝が陸奥国だけではなく武蔵国府中(東京都府中市)にも派遣されていた事実は注目される。こうした経歴は、後に紹介する寛永後期以降に盛岡へ派遣された御馬買衆にもみられるもので、御馬買衆は武蔵国府中へも派遣されていたのである。

今度は、寛永後期以降の御馬買衆についてみていこう。そこで、『雑書』にみられる御馬買衆を【表1】に示した。この表をみると、諏訪部氏と加藤氏が頻りに派遣されていたことがわかる。諏訪部源二郎定矩・黒沢全助定幸・諏訪部文九郎成定は先に紹介した諏訪部宗右衛門の子であり、諏訪部喜右衛門定治は定矩の子である。加藤権左衛門重勝は加藤勘助の弟であり、加藤権左衛門重善は重勝の子である。また、天和二年に派遣された加藤勘四郎利重は勘助の孫である。このように、諏訪部氏や加藤氏をはじめ御馬買衆として派遣された旗本の家々は、馬に関する役職を代々家職としていたのである。では、馬に関する役職とはどのようなものがあったのか。御馬買衆として派遣された旗本の経歴を『寛政重修諸家譜』からみると、彼らは、若年寄の支配する「御召の御馬預」(將軍乗用の馬を掌る)、「御馬預」(幕府需要の馬や諸大名以下へ下賜の馬、馬具の修繕などを掌る)、「御馬方」(馬術に長じ、馬の良否の識別や飼育に優れた者が任命される)などに任命されていた。

御馬買衆と盛岡藩 このように御馬買衆として派遣された旗本と盛岡藩は、どのような関係を築いていたのだろうか、その一端を紹介しよう。たとえば「奥瀬家日記抜書」(盛岡市中央公民館所蔵)の明暦二年(一六五六)一二月の記事をみると、

二同廿四日ニ相済候新参衆、能勢小十郎殿・黒沢全助・橋本太郎左衛門殿御肝煎ニて三百石野々村宇右衛門、奈良屋市右衛門肝煎ニて三百石中村五郎兵衛、中山勘兵衛殿御肝煎ニて三百石印東茂右衛門、大沢兵部殿御肝煎ニて三百石北角安左衛門、蒔田権之助殿御肝煎ニて式百五十石長谷川又左衛門

とあり、御馬買衆として盛岡藩にやってきたことのある黒沢全助定幸と中山勘兵衛守勝の周旋により、江戸で家臣を召抱えている。同様にして召抱えられた藩士たちは、盛岡藩の諸家系図集の「参考諸家系図」(岩手県立図書館所蔵)などをみると、三代藩主南部重直の時代に召抱えられていた。つまり、譜代家臣ではなく新たに召抱えた新参者を登用して藩政の確立に努めていた重直は、御馬買衆として派遣されたことのある旗本との好を頼りとして、江戸で優秀な人材を周旋してもらい確保していたのである。また、具体例は後述するが、旗本は幕府と藩との間で用件を取り次ぐなどしていたから、御馬買衆の派遣はそうした旗本と好を築く重要な機会であり、彼らを丁重にもてなして友好な関係を築いておくことは、幕府との交渉などを円滑に進める上で大きな意味があったと思われる。こうしたことは、秋田藩や仙台藩でも御馬買衆が丁重にもてなされておき、また、仙台藩では江戸藩邸に御馬買衆として派遣されたことのある旗本を招いては接待を繰り返し、好を絶やさないようにしていたことから伺えよう。

以上のように、御馬買衆の派遣は、幕府派遣の馬買役人ということもあり、これを迎え入れる盛岡藩をはじめ仙台藩や秋田藩に多くの出費をもたらすものであったが、その対価として、旗本と好を通じる絶好の機会でもあった。だからこそあれだけ丁重に御馬買衆を迎え入れていたのである。こうしたことから、御馬買衆の派遣廃止は、接待などに必要だった費用が浮くかわりに、旗本と接する機会を一つ失うこととなり、藩としては複雑なものがあつたであろう。

(四) 御馬買衆の派遣の廃止

元禄四年、御馬買衆の派遣が廃止されることになった。このことは、盛岡藩の江戸藩邸執務日誌である「御在府日記」から引用したと推測される「秘記坤」(岩手県立図書館蔵)の元禄四年四月三日条に、

一 四月三日、大久保加賀守様御留守居被為呼、柴田藤左衛門門上候処ニ、加賀守様御直々御口上ニ被 仰渡候ハ、只今迄奥州筋へ御馬買御下被成候処、当年々御馬買被遣間敷候、依之自分之役人差出、御馬買時分之こと御買馬吟味仕、歳・毛・性委細目録仕相伺、若御老中迄可被指出候、尤代付等之義も、念入可被申候、委細諏訪部文九郎江被 仰付候間可承由、松平陸奥守様御留守居一所ニ被 仰渡之

とあり、幕府老中大久保加賀守忠朝が盛岡藩の留守居柴田藤左衛門と仙台藩の留守居を呼んで伝えられている。これによると、御馬買衆の派遣は廃止されることになったが、馬を「御馬買時分之こと」重々吟味し、歳、毛色、性別を目録に認めて「若御老中」、つまり幕府の若年寄まで提出するよう求められている。幕府は、

目録をもとに注文して馬を購入するようにしたのである。『雑書』によるとこの仕組みは、「御馬買」から「御買馬」と呼ばれるようになったことがわかる。『雑書』の元禄四年四月一四日条には、御馬買衆の派遣廃止についてのさらに詳しい記事がみられるが、細井が「公儀馬買と盛岡藩」のなかで紹介しているので本稿では省略するとして、そこには、売馬を吟味した上で「五、六拾疋程」を書き付けて幕府に提出すること、そしてその馬には、歳や毛色、見た目の美しさ、乗り心地のよさなど、厳しい条件が付されていたことが記されていた。このように御馬買衆の派遣が廃止されたのは、平和な時代になって武威・武芸の象徴でもあつた馬(特に軍馬として)の需要が減少してきたことに加えて、経費の削減を狙ったものと考えられよう。

では、御馬買衆の派遣廃止後、幕府の購入馬はどのように決定されていたのだろうか、元禄四年の『雑書』からみていこう。九月に入ると、藩主重信自らも立ち会って、一番見、二番見、三番見、惣崩が行われ、九月三日には、選定された二十疋が家老や御馬方・御町奉行・御馬別当の見分を受けている(同日条)。一〇月三日には、「公儀御買馬御見分之御目録」を江戸に送っているのだが、その目録には「公儀御馬見抜五十疋」が記されていた(同日条)。この後、幕府から購入する馬を認めた注文書が届いたのであろう、一月二一日には「公儀御買馬八疋」が盛岡を出発している(同日条)。この馬には、御物頭・御横目・御馬責・御馬医・御歩行目付などが付けられていた。

このような「公儀御買馬」の制度は享保四年(一七一九)まで続き、毎年七〜八疋が購入されていたのである。そして享保五年(一七二〇)からは、「御買馬之儀、向後御用御馬と唱」えるよう幕府から伝えられており(『雑書』享保五年九月二六日条)、馬の購入方法も目録を無用とするなど改められているが、その内容は

紙面の制約もあり、本稿では割愛したい。

三 南部重直の相続人選定問題と御馬買衆

(一) 御馬買衆の動向

これまで、御馬買衆の実態を明らかにしてきたわけだが、ここでは、三代藩主南部重直が相続人決定以前の寛文四年九月一二日に死去したことから騒然となっていた盛岡藩領に派遣された御馬買衆の動向について紹介したいと思う。寛文四年については、『雑書』が欠落していることから、主に「書留」の記事を用いることにする。なお、南部重直の相続人選定問題については、兼平が「南部重直の嗣子選定について」を発表しているが、この点についても新たな成果を取り入れながら述べてみたい。

三代藩主重直はこれまで一般に暴君として評価されており、森嘉兵衛氏は「信直・利直の治政に比して、二十八代重直の治政は問題が多かった。重直は近世平和期の大名の欠点を最も強く露出した藩主であった。彼は武断的性格で兄弟仲は悪く、徹底した独裁政治を行った」と酷評している。これだけ重直が非難される理由の一つには、相続人を決定せずに死去し藩内を混乱させたことが取り上げられている。当時の慣例では、相続人を決定する前に藩主が死去した場合は「無嗣除封」、つまり、その藩は改易に処されることになっていたのである。

重直には二人の男子（長松・吉松）があったがどちらも早世したため、万治二年（一六五九）四月、幕府の許可を得て、佐倉藩主堀田正信の末弟内蔵助を養子に迎え入れたが、これもすぐに失った。そこで重直は、寛文二年（一六六二）の時点で第二人（五弟単人重信、七弟数馬直房）があったが不仲だったため、幕府に相続人の選定を願い出た。従来は、盛岡藩に残された後世に編纂

された史料に基づき、重直の願い出は幕府に認められなかったとされてきた。また、その背景について森嘉兵衛氏は、「幕府が大藩を細分する方針をとっていたからである」とし、幕府が相続問題に介入して盛岡藩一〇万石を分割する意図があったからだ指摘している。そして、「此の政策を行う口実を与えたのは明に重直の失政に依るもの」とする。しかしながら、「柳営日次記」の寛文二年九月三〇日条をみると、

一南部山城守内養子之事、以上意仕度之由申上候付而達上聞、尤思召之間、追而養子可被 仰付旨、

上使 船越伊与守

荒木十左衛門

右以 上意趣被 仰遣之、

とあるように、重直が相続人の決定を四代將軍徳川家綱の意向に委ねることを願い出ると、それを尤もとした家綱は、「追而養子可被 仰付旨」を、上使の船越伊与守永景と荒木十左衛門元政を遣わして重直に伝えていたのだった。また、『雑書』の寛文二年一月一五日条には、日付の誤記（三〇日のことを二九日とする）は見られるものの、

一御養子様之儀被達 上聞候処、可被仰付と被 仰出候旨、

御老中様より以御使船越伊与殿・荒木十左衛門殿、去月廿九日江戸御上屋敷へ御出被仰渡候付、御家中へ其由可申聞由、江戸より被仰越、今日惣様御城へ召寄申渡

とあることから確認できよう。つまり、重直の願い出は認められていたのであり、従来のように、大名改易が幕府の政略的な意

図によって引き起こされるといった理解に基づく森嘉兵衛氏の見解は、改められる必要があるだろう。

さて、この時に上使として遣わされた二人の旗本をみてみよう。船越永景(六二六〇石余)は、父景直が豊臣秀吉の勘気を受けて南部信直(盛岡藩初代藩主)に預けられていたことがあり、また、荒木元政(一五〇〇石)は御馬買衆として何度か盛岡にやってきている。彼らはこうした縁もあり、盛岡藩と親しい関係にあったようである(「奥瀬家日記抜書」)。こうしたこともあって、盛岡藩に通じた彼ら二人が上使として任命されたのだろう。また盛岡藩も、なじみの旗本の方がなにかと都合がよかったであろう。相続人の選定を家綱に委ねた重直だが、体調を崩しがちだったことから、寛文三年二月、船越永景と荒木元政に対して、早く相続人を決定するよう幕府老中酒井忠清に伝えて欲しいと催促している。御馬買衆で知り合った旗本との好は、こうしたところで役立っていたのである。

このように、相続人の選定を願っていた重直だが、幕府が相続人を決定する前の寛文四年九月一二日に江戸で亡くなってしまう。享年五九。幕府は、重直が死去する直前に、

一殿様御大切之由、御老中様へ被仰上候得は、御老中様ニも御驚被成、成程養生仕候様ニ、御跡式之義ハ兼て御養子御訴詔被成置候間、自然之義有之候共、少も相違有之間敷候間、左様相心得、御家中之者共さわき不申様ニと御念頃ニ被仰渡、(以下略)

と伝えて、盛岡藩が騒動となることを未然に防ごうとしていたのであるが、「御跡式悪敷は被仰付間敷とは被仰付候へ共、今以誰様共相知不申安堵ならず」と『内史畧』にあるように、藩内には不

安が広がっており、改易に処されるのではないかとの流言が飛び交うなど、騒然となっていたと伝えられる。

こうした時期に盛岡藩へやってきた御馬買衆は、黒沢本助定幸と加藤権左衛門重勝であった。到着した日のことを記した「書留」の一〇月一日条の記事をみてみると、いつもであれば「老中」(家老)が出迎えるのだが、今朝は重直の火葬が行われ「御灰寄」で忙しいので、家老八戸弥六郎の代わりに江刺兵十郎が遣わされている。そして、「書留」に記されている記事のなかで注目されるのは、

一同廿二日、鹿御所望ニ付、為討之、一頭つゝ、本助殿・権左衛門殿江進上之

一十一月十日、御所望ニ付、鹿一頭つゝ、御馬買衆御兩人江進上之

とあるように、御馬買衆が二度も鹿を所望して献上を受けていることである。こうしたことは珍しくはないが、この時期は、幕府から相続人の決定が伝えられる以前のことであり、家臣たちも動揺していたことを考えると、接待の大変さが伺える。そして御馬買衆は、

一同十二日、本助殿、権左衛門殿、今朝御発足、御馬廿三疋、御自分之御買馬三疋つゝ、諏訪部彦兵衛殿御誂之小荷駄之由一疋、以上三十疋、本助殿御伝馬三十二疋、人足五十七人、権左衛門殿御伝馬三十四疋、人足七十四人、郡山御泊江御使者赤尾伊兵衛

と「書留」の一〇月一二日条にあるように、相続問題に決着が付

く前に、職務を遂行し終わると、動揺する盛岡を後にしたのであった。後世に編纂された『祐清私記』には、盛岡藩の家臣間で重信を相続人に推挙するために連判状がつくられるなど、「家中之者共騒動仕候」旨が、御馬買衆から密かに幕府へ報告されていたとする記述がみられる。また、譜代家臣の間では、もし他家から養子が迎え入れられるようなことがあれば、まずは御馬買衆を「軍神の血祭」にした上で幕府に対し決起しようとの話があったという。当時の状況からして、こうしたことが実際にあったとも考えられるが、そのような緊迫した状況は、「書留」の記事を見る限りでは伝わってこないのである。

(二) 相続の行方

では、相続の行方はどうなったのであろうか。「書留」の寛文四年一〇月八日条をみると、「山城守様御跡式御存命之内御願之通無相違、御忌明けハ、可被 仰付候」との「上意」が、九月二十七日に幕府老中稲葉美濃守正則から家老の毛馬内九左衛門・奥瀬治太夫・漆戸勘左衛門らに伝えられた。そして十一月一二日に、幕府老中阿部豊後守忠秋から家老奥瀬治太夫へ重信と直房に「御用」があるので「早々御上候様」にと伝えられた旨が盛岡へ伝えられると、同一六日にそれぞれ江戸に上った(「書留」)。そして、「柳宮日次記」の二月六日条をみると、

右跡式高拾万石之内、八万石隼人、式万石弟数馬、右者、今朝於雅楽頭宅、舟越伊予守并彼家臣毛馬内九左衛門・奥瀬治大夫招キ、老中列座、上意之趣演達之

山城守養子願之儀、年来及言上可仰出処、其内山城守死去、弟兩人有之段及御聞、為同性之間、遺領被分下

とあるように、重直の弟重信は「跡式高拾万石」のうち八万石が与えられて盛岡藩を継ぐこととなり、同じく直房は残る二万石が与えられて大名に取り立てられたのである。直房は、盛岡藩領の一部を分割して、八戸藩二万石を創設することになった。

従来は、後世に編纂された史料に基づき、重直が相続人の選定を幕府に断られ、自身も相続人を決めずに死去したこと、盛岡藩一〇万石は一旦改易に処されたが、南部家の由緒により、弟二人が大名として新規に取り立てられたとされてきた。しかし実際は、重直が將軍家綱に相続人の選定を委ねることを願い出て承諾されていたが、重直が相続人決定前に死去したこと、幕府は重直の生前の願い出に基づき、相続人として弟の重信と直房を決定したのであった。これまで挙げた史料の文言からも、重信にとっては普通の遺領相続であり、直房は遺領のうち二万石を与えられて大名に取り立てられたのである。

では、直房の取り立てはどう考えたらよいのだろうか。直房の取り立てについては、分知相続であることから、これまで罰則的なものと捉えられてきたが、福田千鶴氏の研究によると、大名家の分知相続は寛文期までは広く行われていたことが指摘されている。よって、①幕府が重直に同姓の弟二人がいることを知っていたこと、②直房は当時三七歳であり十分奉公が適う年齢であること、③再び無嗣という状態になり混乱することを避けるために血縁の保持を図ること、などを考慮した結果の取り立てと考えられるだろう。

この相続の決定を伝える際の幕府老中酒井雅楽頭忠清の文言が注目される。次に示す記事は、重信が盛岡の二人の姉に送った「御書之趣」(「書留」所収)であるが、そこには、

（藩主御）
うた殿江被為呼、惣様御としより衆被為寄被 仰渡候ハ、
（山城守跡目）
山城守跡目われらニ八万石、數馬ニ式万石被下候、山城守跡目
と不存、しん儀ニ御とりたて被 召仕候と存、随分御奉公可
申上候由被 仰渡由之為御知也

とある。つまり忠清は、実際には重信と直房に「山城守跡目」の相続を許可したわけだが、「山城守跡目」と思わずに、新規に取り立てられたという謙虚な気持ちを持って、「随分御奉公」に励むように重信に伝えたのである。確かに、重直の願い出によれば、南部家から相続人が選ばれる保障はなく、事実、幕府は保科正之の子を相続人に決定しようとしていたのである。最終的に幕府は、盛岡藩の家臣から反発が予想される他家の養子を受け、南部家の血筋を重視して重信と直房を相続人とし、更なる混乱を回避したのであるが、幕府はこの機会を巧みに利用し、重直の「跡目」を無事に重信と直房が相続できたのは、幕府の「御恩」によるものであることを強調したのである。また同時に、この忠清の言葉は、中世以来同じ土地を支配してきた南部氏に、領知は將軍からの「御恩」であるという認識を、改めて実感させることにもなっただろう。新規取り立て説を唱える史料が後世に流布したのは、こうした背景も考えられようか。いずれにせよ、幕府の対応は見事なものであり、盛岡藩との関係をより一層安定・強化することに成功したのであった。

四 脇馬買について

盛岡藩にやってきた馬買役人には、幕府から派遣された御馬買衆（御馬買）のほか、諸藩（旗本を含む）から派遣されてきた脇馬買（馬買）があったことは先に述べた。これまで御馬買衆に

ついて述べてきたが、脇馬買についても若干ながら紹介しておく。

江戸時代以前には、浅野長吉（慶長三〇四年の間に長政と改称）が馬買役人を盛岡へ派遣しており、

態申入候、去秋馬買ニ遣候処、貴所色々御馳走之由、令祝着候、于今皆々其許逗留候、能馬共買候て上候様ニ、猶々御肝煎頼入候、恐々謹言

十一月廿七日

北九兵衛殿

御宿所

浅野正長吉（花押）

との文書が「宝翰類聚乾」のなかに収録されている。また、寛永前期には諸大名が馬買役人を盛岡藩をはじめ秋田藩や仙台藩へも派遣していたのであるが、史料が乏しくその実態を詳しく把握できない。そこで寛永二年から残されている『雑書』の記事をもとに脇馬買の実態をみてみよう。

『雑書』の記事をみると、全国の大名が馬買役人を盛岡藩に派遣していたことがわかる。正保承応年間に脇馬買を派遣した大名は三〇家ほどあったが、その一部を紹介すると、御三家の名古屋藩（愛知県）・水戸藩（茨城県）・和歌山藩（和歌山県）をはじめ、福井藩（松平越前宰相忠員、福井県）・小田原藩（稲葉美濃守正則、神奈川県）・浜松藩（太田備中守資宗、静岡県）・尼崎藩（青山大膳亮幸利、兵庫県）・会津藩（保科肥後守正之、福島県）などがあり、四国では中村藩（山内修理大夫忠直、高知県）、九州では秋月藩（黒田甲斐守長興、福岡県）からも派遣されていた。天和二年には対馬の府中藩（宗対馬守義真、長崎県）からも派遣され

【表2】『雑書』にみる慶安2年(1649)の脇馬買一覧

大名と脇馬買の構成人数	盛岡着月日	盛岡発月日	購入馬
(参考)公儀御馬買衆	10・16	11・11	74疋
青山大膳亮幸利(摂津国尼崎藩主) 「小河庄右衛門上下拾老人」	6・18	7・2	20疋
本多能登守忠義(陸奥国白河藩主) 「飯嶋六右衛門上下九人」	10・22	11・21	17疋
井伊掃部頭直孝(近江国彦根藩主) 「足沢四郎左衛門(他1名)上下六人」	10・22	11・18	13疋
松平(奥平)下総守忠弘(出羽国山形藩主) 「河田浅左衛門上下十五人」	10・25	11・22	30疋
牧野佐渡守親成(下総国関宿藩主) 「佐藤善右衛門(他1名)上下七人」	10・26	11・20	25疋
青山大膳亮幸利(摂津国尼崎藩主) 「小河庄右衛門」(従者の人数不明)	10・28	11・20	20疋
松平出羽守直政(出雲国松江藩主) 「酒井庄左衛門上下七人」	11・4 <small>カ</small>	不明	不明
松平(伊達)陸奥守忠宗(陸奥国仙台藩主) (脇馬買・従者の人数不詳)	不明	11・21	34疋
佐藤外記信成(幕府旗本) 「痛屋十郎兵衛上下三人」	11・2 <small>カ</small>	11・24	8疋

ている。まさに全国諸藩から良馬を求めて役人が派遣されていたのである。なかでも、尼崎藩二代藩主青山幸利は頻繁に脇馬買を派遣していたが、こうした縁からであろうか、行信(元禄五年に盛岡藩五代藩主に就任)の二女幾子は、貞享四年(一六八七)に尼崎藩二代藩主青山幸督の正室として迎えられている。盛岡藩は馬の売買をとおして、全国の大名と交友関係を広げていたのだった。こうした脇馬買の派遣に関する記事は、天和期以降の『雑書』からしだいにみられなくなっていく。わざわざ脇馬買を派遣してまで、良馬を求める必要性が薄れてきたためであろう。ただし、元禄四年に御馬買衆の派遣が廃止されたからといって、脇馬買の派遣は禁止されなかった。

では、脇馬買は盛岡藩でどのように馬を購入していたのだろうか。各大名家から派遣される脇馬買は、一〇〜十一月頃、おおよそ一〇人前後の従者を引き連れて各大名の領知や江戸藩邸から盛岡にやってきたようである(【表2】を参照)。脇馬買がどのようにして盛岡までやってきたのかよくわからず、なかには「津軽」、つまり弘前藩領で馬を購入してからやってきた脇馬買もあったが(明暦二年の和歌山藩派遣の脇馬買^⑧)、秋田藩領の仙北(横手)で馬を購入した後に行ってきたという記述をいくつかみることができ、御馬買衆と同じ行程でやってきた脇馬買も多かったと推測される。

盛岡に到着すると馬を購入するわけだが、脇馬買は御馬買衆が馬を購入するまでは待機しており、御馬買衆が馬を購入した後、脇馬買のための一番見、二番見、三番見、惣崩などが行われて馬を吟味し、購入馬を決定していた。つまり、御馬買衆が良馬を購入できるよう配慮されていたのである。脇馬買が購入する馬の値段は、『雑書』の記事を拾ってみてみる

と、おおよそ五〜八両のようである。

馬を購入した脇馬買は、二月には帰っていくのだが、その際多くの脇馬買が、御馬買衆と同様に奥州道中を南進していったようである。寛文十二年（一六七二）の『雑書』をみると、御馬買衆と脇馬買を送り出した盛岡藩では、残った売馬をなんとか売さばこうとしていたようである。ちなみに、記事のなかの「駒」とは牡馬のことで、牝馬は「駄」と呼ばれていた。

一公儀御馬買衆御覽被成候残駒之分、来年四月晦日まで為払候間、買人何方より参候共、右定之日限迄、残馬於当町売可申者也

寛文十二年十一月日

右之札当年も去年之時分立申様と、（繪巻）若殿様被仰出候付、今日馬町検断前ニ御立被成候札之写

おわりに

以上、御馬買衆や脇馬買の動向を、盛岡藩の家老席執務日誌である『雑書』を中心に明らかにしてきた。御馬買衆や脇馬買の派遣は、これを迎え入れる盛岡藩や仙台藩・秋田藩などにとって重い負担をもたらすものであったが、しかしまた、御馬買衆として派遣される旗本や全国諸藩の大名と、馬の売買という関係を越えて広く人脈を確保し交友を深めることができる貴重な機会を与えていたのもあった。だからこそ、あれだけ丁重に彼らを迎え入れていたのだった。また、先に紹介した雫石の例のように、農民には重い負担を強いることになったが、御馬買衆を迎えるにあたって秋田街道（雫石街道）や奥州道中の整備が促進されたことなどは、特筆すべきことであろう。

このように、江戸時代中期までの盛岡藩は、馬の売買をとおして広く人脈を開拓し、それを大いに活用していたのであった。しかし、泰平の世が確固たるものとなり武威・武芸の象徴でもあった馬の需要が減少していくと、経費削減ということもあって、御馬買衆の派遣が中止され、脇馬買の派遣もなくなっていった。もちろん、馬の売買で築いた交友関係は維持されていたであろうが、盛岡藩は、交友関係の新たな開拓方法を探っていかなければならなかったと思われる。こうした問題関心については今後の課題としていきたい。

註

- (1) 入間田宣夫「糠部の駿馬」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年、五九一〜六三二頁)。
- (2) 同右、六二〇頁。
- (3) 『宮城史学』特別号、宮城歴史教育研究会、一九九三年、四九〜五六頁。
- (4) 青森県『青森縣史』第四卷、一九二六年、八九頁。寛文五年二月二十七日付文書。
- (5) 「内史叢」(『岩手史叢』第二卷、岩手県文化財愛護協会、一九七三年、一〇二頁)。
- (6) 細井計他『岩手県の歴史と風土』創土社、一九八〇年、九五頁。
- (7) 岩手県『岩手県史』第五卷、杜陵印刷、一九六三年、一〇五三頁。雫石町誌史料第二集『雫石街道の歴史』雫石町教育委員会、一九六七年、三二頁。
- (8) 菊池悟朗『南部史要』熊谷印刷出版部、一九九八年、七四頁。原本は一九一一年。
- (9) 雫石町史料第四集『繫村肝入館市家留書』雫石町教

- (10) 育委員会、二〇〇〇年、三〇頁。
 「内史畧」(『岩手史叢』第一卷、岩手県文化財愛護協会、一九七三年、一〇六頁)。「参考諸家系図」(『岩手県立図書館所蔵』の「北系図」(北九兵衛直継の項)には、「馬買御用に付てしはく御内書を賜ふ」とある。
 「内史畧」(『岩手史叢』第四卷、岩手県文化財愛護協会、一九七四年、一〇八頁)。
- (11) 『雲石町史』雲石町・雲石町教育委員会、一九七九年、四九三頁。
- (12) 『大日本古記録』梅津政景日記』五、岩波書店、一九五九年、三三一頁。
- (13) 大塚徳郎編『仙台藩重臣石母田家文書』史料編、刀水書房、一九八一年、七七頁。
- (14) 『大日本古記録』梅津政景日記』六、岩波書店、一九六〇年、二八六頁。
- (15) 『大日本古記録』梅津政景日記』七、岩波書店、一九六一年、二九九頁。
- (16) 『大日本古記録』梅津政景日記』八、岩波書店、一九六二年、一五〇頁。
- (17) 前掲・細井「公儀馬買と盛岡藩」五三頁。
- (18) 細井計責任校閲『盛岡藩雜書』第四卷、盛岡市教育委員会、一九九〇年、九〇五頁。
- (19) 同右、九二五頁。
- (20) 同右、九二九頁。
- (21) 『佐竹南家御日記』第一卷、湯沢市教育委員会、一九九五年、一一五〜一二六頁。
- (22) 前掲『盛岡藩雜書』第四卷、九三二頁。
- (23) 同右、九三三頁。
- (24) 前掲『佐竹南家御日記』第一卷、一一九頁。
- (25) 前掲『盛岡藩雜書』第四卷、九三三頁。
- (26) 同右、九三三頁。
- (27) 前掲『佐竹南家御日記』第一卷、一一九頁。
- (28) 前掲『盛岡藩雜書』第四卷、九三三頁。
- (29)・(30) 同右、九三四頁。
- (31) 同右、九〇七頁。
- (32) 同右、九二五頁。
- (33) 同右、九二八頁。
- (34) 同右、九三二頁。
- (35) 同右、九二八頁。
- (36) 同右、九三〇〜九三一頁。
- (37) 前掲『雲石町史』四九四頁。
- (38) 前掲『雲石街道の歴史』五九頁。
- (39) 「花印」(『花巻市史』年表史料)花巻市教育委員会、一九七〇年、六六頁。
- (40) 前掲『盛岡藩雜書』第四卷、九三八〜九三九頁。
- (41) 同右、九四三頁。
- (42) 「書留」については、兼平賢治「岩手県立図書館所蔵『古記録雜抄』・「秘記』について(二)」(『岩手史学研究』第八五号、二〇〇二年)を参照して欲しい。
- (43) 「常憲院殿御実紀」(『徳川実紀』第六篇、吉川弘文館、一九九九年、二二頁)。
- (44) 『佐竹南家御日記』第二卷、湯沢市教育委員会、一九九七年、二七七頁。
- (45) 平重道責任編集『伊達治家記録』第二卷、宝文堂、一九七八年、一一一頁。
- (46) 前掲『佐竹南家御日記』第二卷、二八〇頁。
- (47) 前掲『伊達治家記録』第二卷、一二七頁。

- (48) 同右、一三二頁。
- (49) 同右、一三九頁。
- (50) 前掲「常憲院殿御美紀」(「徳川美紀」第六篇、三〇頁)。
- (51) 『新訂寛政重修諸家譜』第三卷、統群書類従完成会、一九六五年、二五頁。
- (52) 『新訂寛政重修諸家譜』第一五卷、統群書類従完成会、一九六五年、二二一頁。
- (53) 『新訂寛政重修諸家譜』第六卷、統群書類従完成会、一九六四年、一四九頁。
- (54) 『古事類苑』官位部三、吉川弘文館、一九七八年、九五九頁。
- (55) 「奥瀬家日記抜書」については、細井計・兼平賢治「奥瀬家日記抜書」について(一)、『岩手大学教育学部研究年報』第六〇巻第一号、二〇〇〇年)と同「奥瀬家日記抜書」について(二)、『岩手大学教育学部研究年報』第六〇巻第二号、二〇〇一年)で解題と解読文を紹介しているので参照して欲しい。
- (56) 「秘記」(乾・坤二冊組)については、兼平賢治「岩手県立図書館所蔵「古記録雑抄」・「秘記」について(一)」「(二)」「岩手史学研究』第八五号、二〇〇二年)で解題と解読文を紹介しているので参照して欲しい。
- (57) 前掲・細井「公儀馬買と盛岡藩」五五〜五六頁。
- (58) 細井計責任校閲『盛岡藩雜書』第五卷、盛岡市教育委員会、一九九一年、九六九頁。
- (59) 同右、九七一頁。
- (60) 同右、九九六頁。
- (61) 細井計責任校閲『盛岡藩雜書』第一一巻、盛岡市教育委員会、一九九七年、一〇三二頁。
- (62) 『岩手史学研究』第八三号、二〇〇〇年、五八〜七七頁。
- (63) 『盛岡市史』第二巻(復刻版)、杜陵印刷、一九七九年、七四頁。原本は一九五六年。
- (64) 同右、一〇二頁。
- (65) 同右、一〇三頁。
- (66) 『寛文年録』(江戸幕府日記第一編之三)第一巻、野上出版、一九八六年、四〇八頁。
- (67) 細井計他校閲『盛岡藩雜書』第二巻、盛岡市教育委員会、一九八七年、三〇一頁。ただし、『盛岡藩雜書』で「筈」と解読しているところを、原本で確認し「今日」と改めた。
- (68) 「古記録雑抄」(岩手県立図書館所蔵)寛文四年九月一日五日条。「古記録雑抄」の解題と解読文は、兼平賢治「岩手県立図書館所蔵「古記録雑抄」・「秘記」について(一)」「(二)」「岩手史学研究』第八四号、二〇〇一年)を参照して欲しい。
- (69) 前掲「内史畧」(『岩手史叢』第一巻、二六頁)。
- (70) 「祐清私記」(『南部叢書』(三))歴史図書社、一九七〇年、二二八頁)。
- (71) 同右、二一九頁。
- (72) 『寛文年録』(江戸幕府日記第一編之三)第二巻、野上出版、一九八九年、五六四頁。
- (73) この相続については、直房も寛文五年三月五日付の書状のなかで「幸便之間一筆申入候、私儀、今度被召出山城守跡式之内式万石致拝領、重畳難有仕合奉存候」と記し、全くの新規取り立てではなく、「山城守跡式」から二万石を拝領したという認識を持っていた。な

お、南部直房書状は、舟越浦人「舟越与兵衛婦参一件」
〔岩手の古文書〕第三号、岩手古文書学会、一九八九年、八三〜九四頁〕所収のもの。

(74) 福田千鶴「近世前期大名相統の実態に関する基礎的研究」〔史料館研究紀要〕第二十九号、一九九八年、三〇頁。

(75) 「千載之松」〔日新館叢書〕日新館、一八八四年、一〇五〜一〇六頁。

(76) このことは、重信が寛文五年五月に幕府へ提出した起請文の写しである「幕府老中宛南部重信起請文写」〔南部家文書〕盛岡市中央公民館所蔵) に、

一私儀、今度被 召出不寄存知同名山城守跡式被
仰付難有仕合奉存候、偏ニ御取立と奉存候事

とあることから伺えよう。実際には、重直の「跡式」を相続することが許されたわけだが、酒井忠清の言葉に憚って、「偏ニ御取立と奉存候」と記したのである。

(77) 前掲『岩手県史』第五巻には、「このような馬買役人の来藩は、南部領産馬を推進せしめたには違いないが、藩民には迷惑であり、元禄七年で打切りとなった。」(一〇五四頁)とある。これは、脇馬買の派遣が元禄七年以降みられなくなったということか。

(78) 前掲『盛岡藩雜書』第二巻、四二頁。

(79) 前掲「花印」〔花巻市史 年表史料〕の脇馬買に関する各年の記事による。

(80) 細井計他校閲『盛岡藩雜書』第三巻、盛岡市教育委員

会、一九八九年、二六六頁。

〈付記〉

本稿脱稿後、寛永元年以前にも御馬買衆が仙台藩へ派遣されていたことを記録した記事を、『伊達治家記録』三(宝文堂、一九七三年)にみつけた。元和四年(一六一八)九月二十四日に、「御馬買衆加藤源四郎殿・同勘介殿兩人へ、御使者ヲ以テ御酒兩樽・雁二羽・鮭・六尺進セラル。」(読点と並列点は筆者、三二〇頁)とある。

* 岩手大学教育学部

** 東北大学大学院文学研究科

*** 北海道苫小牧市若草町